

入札参加者各位

太子町

## 令和6年4月からの入札・契約制度の改正について

入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性を確保し、適正な事務の執行と効率化を図るため、以下のとおり入札・契約制度を改正します。

## 記

**1 最低制限価格の算出方法の変更（ランダム係数の導入）**

入札の透明性・競争性等を確保するため、建設工事等における最低制限価格の算出にあたりランダム係数を使用します。

【計算式】 最低制限価格 =  $\frac{\text{最低制限基本価格} \times \text{ランダム係数}}{\text{最低制限基本価格} = \text{従来の最低制限価格}}$

## 【ランダム係数について】

電子入札システム等を用いて算出する 1.00000 から 1.00100 までの 101 通りの数値

【適用時期】 令和6年4月1日以降に入札公告・通知を行う案件について適用

**2 最低制限基本価格（建築工事及び解体工事）に係る算出式の改正**

建築工事および解体工事における最低制限基本価格（従来の最低制限価格）の算出式について、次のとおり改正します。

## 【改正内容】

区 分	現 行	改 正 後
建築工事等	[直接工事費] × 0.87 + [共通仮設費] × 0.9 + [現場管理費] × 0.9 + [一般管理費等] × 0.68	[直接工事費 × 0.9] × 0.97 + [共通仮設費] × 0.9 + [(直接工事費 × 0.1) + 現場管理費] × 0.9 + [一般管理費等] × 0.68
解体工事	設定なし (土木工事または建築工事の算出式により算出)	[(直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等)] × 0.75

【適用時期】 令和6年4月1日以降に入札公告・通知を行う案件について適用

### 3 入札時に提出を求める積算内訳書の見直し

令和5年4月より、一部の土木工事において、「入札額の算出に用いた工事費の積算内訳書」と「入札額の積算内訳書」の2種類の積算内訳書の提出を求めていましたが、「入札額の算出に用いた工事費の積算内訳書」の提出を求める案件においては、「入札額の積算内訳書」の提出を求めないこととします。

#### 【対象工事】

土木工事のうち「入札額の算出に用いた工事費の積算内訳書」の提出を求める案件

#### 【改正内容】

項目	現 行	改 正 後
入札額の算出に用いた工事費の積算内訳書	開札日の2日前の正午までに電子メールまたは持参により提出	<u>兵庫県電子入札共同運営システムにより提出</u> ※ファイル容量が3メガバイトを超える場合は電子メールにより提出
入札額の積算内訳書	兵庫県電子入札共同運営システムにより提出	<u>提出不要</u>

#### 【留意事項】

- (1) 対象工事以外の工事（土木工事の一部、建築工事など）については、引き続き入札時に「入札額の積算内訳書」の提出が必要となります。
- (2) 「入札額の算出に用いた工事費の積算内訳書」の様式は、引き続き任意様式としますが、町が事前に作成している金抜設計書の全ての項目について記載していることを要件とします。
- (3) 「入札額の算出に用いた工事費の積算内訳書」の合計と入札額は、必ずしも一致させる必要はありません。

【適用時期】 令和6年4月1日以降に入札公告・通知を行う案件について適用